

総合評価落札方式制限付一般競争入札公告

令和元年6月10日

一関市長 勝 部 修

1 工事概要

- (1) 工 事 名 磐井川流域関連一関公共下水道館地区枝線その2工事
- (2) 工事場所 一関市山目字館地内
- (3) 工事内容 下水道工事
管きょ工（開削） P R P φ200 L=366.7m
- (4) 工事期間 184日間

2 低入札価格調査制度 対象

入札条件（別紙1）に基づき、調査基準価格及び失格基準価格を設定する。

3 入札保証金 免除

4 契約保証金 10分の1

低入札価格調査の対象となり、契約を締結する場合は、請負代金額の10分の2以上とする。

5 入札参加資格

- (1) 平成29・30年度一関市建設業者登録台帳に登載されている者のうち、土木一式工事B級I種に等級別区分されている者であること。
- (2) 平成21年4月1日以降に、元請又は1次下請として、下水道工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- (3) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を1に示した工事に配置できること。ただし、請負金額が3,500万円以上の場合には専任で配置すること。

また、当該工事において、下請契約の総額が4,000万円以上となる場合は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を1に示した工事に専任で配置すること。

ア 主任技術者にあつては、一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 監理技術者にあつては、土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ 平成21年4月1日以降に、元請又は1次下請として、下水道工事を施工した実績を有する者であること。

エ 主任技術者又は監理技術者は、下水道法第22条、同法施行令第15条及び省令第17条による資格を有する者であること。

オ 入札参加申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者であること。

- (4) 1に示した工事名が複数（合冊）の場合、現場代理人は、当該合冊すべての工事について同一の者が兼ねることができるものとする。

6 入札方式及び評価方法

- (1) 本工事の入札は、総合評価落札方式を採用し、価格と価格以外の技術的な要素を総合的に評価して、落札者を決定する方式により執行する。
- (2) 総合評価落札方式による評価の方法は、入札参加者が提出した評価項目算定資料を、評価基準に基づく評価により算出した価格以外の評価点に、入札価格に対する価格評価点を加えて得られた数値を総

合評価点とする。

$$\text{総合評価点} = \underbrace{\left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}\right) \times 100}_{\text{価格評価点}} + \text{価格以外の評価点}$$

(3) 評価項目算定資料における価格以外の評価点の評価項目及び配点は、別紙のとおりとする。

7 設計図書の閲覧及びデータ提供

次のとおり設計書、添付図面の閲覧及びデータ提供を行う。

(1) 設計図書閲覧期間

令和元年6月10日（月）から6月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
各日午前9時から午後5時まで

(2) 設計図書閲覧場所

一関市役所本庁内総務部総務課

(3) 設計図書データ提供

(1)の期間中、設計図書データを希望する入札参加資格者は、設計図書閲覧用パスワード申請書（参考様式は、一関市ホームページ内入札関係様式集に掲載）をEメール又はファックスにより総務部総務課宛に提出し、パスワードを受領後に一関市のホームページから設計図書データを取得するものとする。なお、設計図書の貸出は原則として行わないこととする。

（Eメールアドレス：keiyaku@city.ichinoseki.iwate.jp）

（ファックス番号：0191-21-2164）

(4) その他

ア 設計図書閲覧後又は設計図書データ取得後は、設計図書閲覧済書に業者名、閲覧者氏名を記載し、総務部総務課に提出するものとする。なお、この書類の提出がない業者の入札は認めないものとする。

イ 入札参加資格者は、次に定める行為をしてはならない。

(ア) 取得した設計図書等のデータを工事の見積もり金額の積算以外の目的で使用すること。

(イ) 設計図書データを第三者に譲渡、販売、貸与し、又は閲覧させること。

(5) その他

設計図書閲覧後又は設計図書データ取得後に上記設計図書データ提供場所において発行する設計図書閲覧済書に業者名、閲覧者氏名を記載して同所に提出するものとする。なお、この書類の提出がない業者の入札は認めないものとする。

8 入札参加申請

入札参加希望者は、入札参加申請書類を次のとおり提出するものとする。

(1) 提出期限 令和元年6月21日（金）午後5時

(2) 提出書類

以下の様式及び添付資料をホチキス止めし、提出すること。なお、用紙規格はA4版に統一すること。

ア 総合評価落札方式制限付一般競争入札参加申請書（様式第2号）

イ 総合評価落札方式制限付一般競争入札評価項目算定資料の提出について（様式第2号の1）

ウ 様式第2号の1付属資料

(3) 提出方法 一関市役所本庁内総務部総務課へ持参又は郵送するものとする。

（郵送の場合、提出期限必着とする）

9 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問方法及び宛先 Eメール又はファックスで総務部総務課宛申し出ること。

(Eメールアドレス: keiyaku@city.ichinoseki.iwate.jp)

(ファックス番号: 0191-21-2164)

- (2) 申出期間 令和元年6月10日(月)から6月17日(月)正午まで
- (3) 回答内容と方法 質問及び質問に対する回答を一関市のホームページに掲載する。
- (4) 回答掲載期間 質問及び質問に対する回答は、令和元年6月19日(水)正午までに一関市のホームページに掲載する。

10 入札及び開札

- (1) 入札日時 令和元年6月26日(水)午後1時55分
- (2) 入札場所 一関市役所本庁会議室棟第3会議室
- (3) 入札書類
 - ア 入札書(様式第3号)
 - イ 工事費内訳書(様式第4号)
- (4) 立会人 入札参加者

11 落札者の決定

- (1) 落札候補者 入札価格が、失格基準価格(入札条件(別紙1)3の(1))以上かつ予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者について、総合評価を行い、総合評価点が最も高い者を落札予定者とする。
総合評価の総合評価点が同点の落札候補者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札予定者を決定する。ただし、くじ引きを辞退することはできない。
- (3) 落札予定者が低入札価格調査の対象となる場合は、調査を実施し、適否を決定する。
- (4) 落札予定者への通知は、令和元年7月2日(火)までに行うものとする。
- (5) 落札予定者は、令和元年7月5日(金)までに下記の書類を一関市役所本庁内総務部総務課へ提出すること。
 - ア 総合評価落札方式制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第5号)
 - イ 最新の経営事項審査結果通知書の写し
 - ウ 入札日以降に発行された市税納税証明書(同一入札日に執行された入札において複数の落札予定者となった場合は写し可)
 - エ 入札参加資格で求める主任技術者又は監理技術者の資格証等の写し及び保険証の写し
 - オ 総合評価落札方式制限付一般競争入札に係る営業所常勤職員名簿(様式第7号)(Ⅱ-1、Ⅱ-2、Ⅲ、Ⅳ種業者のみ)
- (6) 上記(5)に掲げた書類を審査し、5に掲げる入札参加資格を満たしている者を落札者とする。
なお、いずれかの入札参加資格を満たしていない場合、落札予定者が前号に掲げる書類を提出期限内に提出しない場合又は落札予定者が入札参加資格確認のために市長が行う指示に従わない場合は、当該落札予定者のした入札を無効とし、次順位の者を落札予定者とし、同様の審査を行うこととする。
- (7) 上記(6)の審査結果については、落札予定者に通知するものとする。

12 その他

- (1) 入札参加者は、制限付一般競争入札説明書(様式第8号)及び制限付一般競争入札心得(様式第9号)を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加希望者は、8(2)に掲げる書類のほか、5の入札参加資格の確認のために市長が行う指示に従うこと。
- (3) 入札参加申請を提出した者が入札を辞退するときは、入札日の前日までに入札辞退届(様式任意)を提出しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、入札会前又は入札執行中に辞退す

ることができる。辞退札は認めない。

ア 入札執行中にあつては、原則として入札辞退届（様式任意）又はその旨を明記した入札書を入札執行者（入札の執行を宣言した者）に直接提出して行う。

イ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

- (4) 入札参加希望者が5の入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があつた場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、入札参加資格を認めないことがある。
- (5) 11(5)により、落札予定者の入札を無効にした場合又は入札において、重大な瑕疵があつた場合には、市営建設工事に係る指名停止措置基準に基づき、指名停止の措置を講ずることがある。
- (6) 落札予定者は、11(4)に掲げる書類のほか、5の入札参加資格の確認のために市長が行う指示に従うこと。
- (7) 入札参加資格を満たしていない旨の通知を受けた落札予定者は、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

一関市長 勝 部 修 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

総合評価落札方式制限付一般競争入札参加申請書

先に公告された下記工事について、総合評価落札方式制限付一般競争入札の参加資格要件を満たしているので、入札心得及び入札条件等を承諾の上申請します。

記

- 1 公告日 令和元年6月10日
- 2 工事名 磐井川流域関連一関公共下水道館地区枝線その2工事
- 3 市営建設工事資格者名簿の登録内容

工 事 種 別	土木一式工事	特定建設業の許可番号		
		一般建設業の許可番号		
平成29・30年度一関市営建設工事格付 (該当する区分を○で囲むこと)	西 東 地 域	A	I	
		B	II-1	
		C	II-2	
			III	
			IV	

- 4 営業所在籍人数 (II-1、II-2、III、IV種業者のみ)

営業所名称	
営業所所在地	一関市
営業所在籍人数	人 (うち技術者 人)

- 5 申請担当者職氏名・連絡先

担当者職名・氏名	
連絡先 (電話番号)	
連絡先 (FAX番号)	

一関市長 勝 部 修 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

総合評価落札方式制限付一般競争入札評価項目算定資料の提出について
先に公告された下記工事について、資料を提出します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと並びに添付様式記載事項及び添付資料の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事名 磐井川流域関連一関公共下水道館地区枝線その2工事
- 2 添付様式
様式第2号の1付属資料
- 3 申請担当者職氏名・連絡先

担当者職名・氏名	
連絡先（電話番号）	
連絡先（FAX番号）	

工事名 磐井川流域関連一関公共下水道館地区枝線その2工事

商号又は名称 _____

1 施工実績

元請（又は1次下請け）として、同種・類似工事の施工実績を評価する。平成21年4月1日以降に完成し、申請期限の日までに引渡し完了した工事を対象とする。（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

※ 同種工事 管きょ工（開削） P R P φ 200 L = 366.7m以上の施工実績

※ 類似工事 管きょ工（開削） P R P φ 200 L = 184m以上の施工実績

工 事 名			発 注 者	
工 事 場 所				
最 終 請 負 額	円			
工 期		受 注 形 態	単体・JV（代表・非代表 %）	
工 事 概 要	構造・形式			
	規模・寸法等			
	使用材料・数量			
	施工条件			

※1 同種・類似工事施工実績等については、記載する工事の CORINS（登録されていない場合は、契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者印が確認できる部分）の写しを提出すること。ただし、CORINS 等の記載内容で工事内容等が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を添付すること。

※2 同種工事の施工実績が異なる工事における実績である場合は、それぞれの工事について作成し、書類を添付すること。

※3 同種工事又は類似工事の施工実績がない場合は、表中に「該当なし」と記入すること。

2 工事成績評定

県が保有するデータで評価するので、資料提出を不要とする。

工事成績評定の計算式は、次の通り。

(1) 発注業種ごとに年度別（平成25年度から平成29年度）の工事成績 X を求める。

$$\text{年度別 } X = \frac{(\text{工事 A の成績評定} \times \text{工事 A の請負契約額}) + (\text{工事 B の成績評定} \times \text{工事 B の請負契約額}) \dots}{\text{工事 A の請負契約額} + \text{工事 B の請負契約額} \dots}$$

(2) (1)で算定した各年度の工事成績の和を過去5年間で対象となる工事がある年度の数で割り、発注業種ごとの工事成績評点とする。

3 優良工事の受賞

岩手県が行った平成26年度から平成30年度の発注業種（土木工事）の「優良県営建設工事表彰」の受賞の有無

受賞年度	年度
受賞工事名	工事
工事概要	

※ 該当がない場合は、表中に「該当なし」と記入すること。

4・5 配置予定技術者の施工経験及び保有資格

(1) 同種・類似工事の元請（又は1次下請け）の主任技術者又は監理技術者として従事した経験により評価する。平成21年4月1日以降に完成し、申請期限の日までに引渡し完了した工事を対象とする。（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

※ 同種工事 管きょ工（開削） P R P φ 200 L = 366.7m以上の施工実績

※ 類似工事 管きょ工（開削） P R P φ 200 L = 184m以上の施工実績

技術者名			生年月日	年 月 日生（ 歳）	
資格免許等	（第 号）				
工事名				発注者	
工事場所				従事役職	
最終請負額					
工期			受注形態	単体・JV（代表・非代表 %）	
工事概要	構造形式				
	規模・寸法等				
	使用材料・数量				
	施工条件				
保有資格					
最終学歴 （専攻科目）			入社年月日		
工 事 経 歴	工事名	元請下 請区分	従事期間	月数	職務内容

※ 1 配置予定技術者の経験等については、記載する工事の CORINS（登録されていない場合は、契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者印が確認できる部分））の写しを提出するこ

と。ただし、CORINS等の記載内容で工事内容等が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を添付すること。

- ※2 法令による資格・免許については、内容を証明する書類の写し等を添付すること。
- ※3 同種工事の施工実績が異なる工事における実績である場合は、それぞれの工事について作成し、書類を添付すること。
- ※4 同種工事又は類似工事の施工実績がない場合は、表中に「該当なし」と記入すること。

6 災害活動の実績

活動内容

平成29年度又は平成30年度における災害活動実績	活動時期	活動の概要

- ※ 県営建設工事競争入札参加資格審査における様式第7号災害緊急時活動実施報告書の写し又は別紙「災害活動実績申告書」を添付すること。
- ※ 該当しない場合は、表中に「該当なし」と記入すること。

7 除雪活動の実績

平成29年度又は平成30年度において行った除雪契約締結	平成29年度 平成30年度	契約締結あり・契約締結なし
-----------------------------	------------------	---------------

- ※ 「除雪契約」とは、一関市との契約を意味します。
- ※ 平成29年度又は平成30年度に「契約締結あり・契約締結なし」を○で囲むこと。なお、業務の履行実績の有無にかかわらず、契約締結の有無について○で囲むこと。
- ※ 「契約締結あり」の場合、当該契約書の写しを添付すること。

8 地域貢献活動の実績

活動内容

活動内容	活動時期	活動人数 (人)
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	

- ※ 地域貢献活動（災害活動を除く）の実績は、一関市内で平成29年度、平成30年度のいずれかの年度において、以下の活動への人的支援の実績がある場合、評価の対象とする。
 - (1) 道路、河川、海岸、ダム、公園、水路、ため池の清掃（草刈り、花壇整備を含む。）活動
 - (2) 就業体験学習の支援（インターンシップ）
 - (3) 高等学校及び専門学校の実習授業への講師派遣
 - (4) 国、地方自治体（国土交通省、農林水産省関連）、土地改良区が主催する行事への支援

(5) 建設業に関する啓発活動（小中学校を訪問して行う建設業体験支援等）

なお、第三者（施設管理者及び学校長、行事を主催する自治体等の課長）の証明押印があるものの写しによって証明すること。また、1人以上/回を評価対象とし、工事契約についての活動は、対象としない。

※ 該当しない場合は、表中に「該当なし」と記入すること。

※ 活動の内容が分かる資料の添付をすること（例：新聞記事、広報誌等）。なお、それらの添付ができない場合は、別紙「地域貢献活動実績申告書」の写しを添付すること。

9 雇用対策の実績

(1) 障がい者の雇用実績

氏名	生年月日	採用年月日	
	年 月 日	年 月 日	

※ 該当者が複数のため、別紙により報告される場合は、表中に「別紙」と記入すること。

※ 該当者がいない場合は、表中に「該当なし」と記入すること。

※ 「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づく報告義務がある従業員が50人以上の事業者は、障がい者の法定雇用率を達成している場合に評価の対象とするため、直近に公共職業安定所へ提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。

※ 上記以外の事業者は該当者の身体障害者手帳等の写しのほか、健康保険被保険者証の写し又は賃金台帳及び出勤簿の写し（直近3ヶ月分）を添付すること。

(2) 新規学卒者の雇用実績

氏名	生年月日	採用年月日	卒業年月日
	年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

※ 平成29年度又は平成30年度において学校教育法に規定する学校（中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学及び大学院など）を卒業してから3年以内の者を新規採用し、雇用期間が3ヶ月以上である場合に評価の対象とする。

※ 該当者が複数のため、別紙により報告される場合は、表中に「別紙」と記入すること。

※ 該当者がいない場合は、表中に「該当なし」と記入すること。

※ 卒業（修了）証書又は卒業（修了）証明書などの写しのほか、常時雇用していることを確認するため、健康保険被保険者証の写し又は賃金台帳及び出勤簿の写し（直近3ヶ月分）を添付すること。

(3) 保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録の有無

登録あり	登録なし
------	------

※ いずれかを○で囲むこと。

※ 登録がある場合は、登録していることを証する書類（協力雇用主登録証明書等の写し）を添付すること。

(4) 次世代法又は女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定の有無

策定ありまたは認定あり	策定なしまたは認定なし
-------------	-------------

※ 申請日現在において、有効期間内の一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている場合、一般事業主行動計画策定・変更届の写し（都道府県労働局の受付印のあるもの。）を添付すること。なお、策定を義務付けられている常時雇用する労働者の数が101人以上の事業主は、厚生労働大臣の認定（くるみん、プラチナくるみん、えるぼし）を受けていることを条件に評価することから確認のできる書類の写しを添付すること。

10 個人住民税の特別徴収の実施

実施	未実施
----	-----

※ いずれかを○で囲むこと。

※ 実施している場合、特別徴収の直近1回分の領収書の写し又は平成30年度市税納税証明書の写し等を添付すること。

11 一関市消防団員の雇用実績等

1. 一関市消防団員を2人以上、常時雇用している。	2. 一関市消防団協力事業所として認定されている。	3. 該当なし
---------------------------	---------------------------	---------

※ いずれかを○で囲むこと。

※ 「1」に該当する場合、県営建設工事競争入札参加資格審査申請における消防団員雇用状況確認書（様式第9号）の写しのほか、常時雇用していることを確認するため、健康保険被保険者証の写し又は賃金台帳及び出勤簿の写し（直近3ヶ月分）を添付すること。

※ 「2」に該当する場合、一関市消防団協力事業所表示制度実施要綱第5により、消防団協力事業所として認定を受けたことがわかる書類の写しを添付すること。

別紙 災害活動実績添付資料

災害活動実績申告書

項目	内容
1 災害名等	
2 災害の種類	①豪雨 ②暴風 ③台風 ④大雪 ⑤地震 その他 ()
3 活動内容	①パトロール ②時間外待機 ③人道支援 ④その他
	<u>(活動内容は具体的に記入願います)</u>
4 活動時期	平成 年 月 日
5 活動場所	地内
6 活動人数 (人)	

上記の通り活動しましたので、確認願います。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

【確認欄】

活動者： 様

貴社は上記のとおり、災害活動を実施したのでこれを確認します。

(確認者)

年 月 日：

管 理 者 名：

(又は団体名等)

職 氏 名 印：

印

(担当者： 課)

地域貢献活動実績申告書

項目	内容
1 行事名等	
2 活動内容	<u>(活動内容は具体的に記入願います)</u>
3 活動時期	平成 年 月 日
4 活動場所	
5 活動人数 (人)	

上記の通り活動しましたので、確認願います。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

【確認欄】

活動者： 様

貴社は上記のとおり、地域貢献活動を実施したのでこれを確認します。

(確認者)

年 月 日：

管 理 者 名：

(又は団体名等)

職 氏 名 印：

Ⓜ

(担当者： 課)

入 札 書

一関市長 勝 部 修 様

件 名 磐井川流域関連一関公共下水道館地区枝線その2工事

入札金額 (税抜き)

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記の金額をもって請負をしたいので入札いたします。

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(代理人氏名

印)

※代理人をもって入札する場合は、代理人の記名押印をすること。

令和元年6月26日

一関市長 勝部 修 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

工 事 費 内 訳 書

件 名 磐井川流域関連一関公共下水道館地区枝線その2工事

工種等		金額 (円)
内 訳	管きょ工	
	マンホール工	
	取付管およびます工	
	付帯工	
	仮設工	
①	直接工事費 (内訳の合計)	
②	共通仮設費	
③	現場管理費	
④	一般管理費	
	工事価格 (①+②+③+④)	

- ※①工種等は工事により異なるため、入札毎に示すものであること。
- ②工事価格は、入札書の入札金額と一致すること。
- ③この「工事費内訳書」は、入札時に1回目の入札書と共に入札箱へ投函すること。
- ④代理人の氏名及び押印は不要とし、日付は入札日と一致すること。

一関市長 勝 部 修 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

総合評価落札方式制限付一般競争入札参加資格確認申請書

- 1 公告日 令和元年6月10日
- 2 工事名 磐井川流域関連一関公共下水道館地区枝線その2工事
- 3 市営建設工事資格者名簿の登録内容

工事種別	土木一式工事	特定建設業の許可番号	
		一般建設業の許可番号	

4 入札参加資格で求める施工実績

工 事 名			発 注 者	
工 事 場 所				
最終請負額	円			
工 期		受注形態	単体・JV（代表・非代表 %）	
工 事 概 要				

5 主任（監理）技術者等の資格・工事経験（資格免許等の写しを添付すること。）

技 術 者 名		生年月日	年 月 日生（ 歳）	
資格免許等	（第 号）			
工 事 名			発 注 者	
工 事 場 所			従 事 役 職	
最終請負額				
工 期		受注形態	単体・JV（代表・非代表 %）	
工 事 概 要				

(注意事項)

- ① 公告に明示した入札参加資格要件に適合する工事及び技術者を記載すること。
- ② 最終請負額は、JV施工の場合は全体請負額のほか、()に自社の出資比率に応じた金額を記載すること。
- ③ 受注形態の欄は、単体・JV施工の別を○で囲むこと。なお、JV施工の場合は、代表・非代表の別を○で囲むとともに、()に自社の出資比率を記載すること。
- ④ JVで申請する場合は、構成員ごとに作成して提出すること。
- ⑤ 印は、入札参加申請書（様式第2号）に押印した印鑑と同一の印鑑を押印すること。

制限付一般競争入札説明書

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (4) 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期限（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。
- (5) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 対象工事に関し、当該工事現場に配置を予定する主任技術者等が適正であること。
- (7) 入札公告の日から入札の日までの間に、一関市営建設工事に係る指名停止措置要綱（平成17年一関市告示第43号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 市税に納期到来分の未納がないこと。
- (9) (1)から(8)までに定めるもののほか、必要な入札参加資格は、対象工事毎に入札公告で定める。

2 施工実績

- (1) 実績と認められるものは、工事が完成し、入札参加資格確認資料の提出期限までに引き渡し完了しているものであり、平成21年3月以前の発注についても平成21年4月以降に完成し引き渡しになれば実績となること。
- (2) 複数の施工実績を合算する場合は、一体的な施設等として、連続した年度で別発注部分が特命の随意契約であった場合に限り認められること。この場合、当該複数の諸元数値をもって施工実績とみなすことができること。

3 配置予定技術者

- (1) 「これと同等以上の資格」とは、次の例によること。
 - ア ①一級土木施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 一級建設機械施工技士及び技術士（水道施設工事の場合は技術士のみ。）
 - ②二級土木施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 二級建設機械施工技士（水道施設工事を除く。）
 - イ ①一級建築施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 一級建築士
 - ②二級建築施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 二級建築士
 - ウ ①一級電気工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 電気電子技術士
 - ②二級電気工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 第一種電気工事士、第二種電気工事士、第一種から第三種までの電気主任技術者
 - エ ①一級管工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 機械技術士
 - ②二級管工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 一級空気調和設備配管等
- (2) 配置予定技術者は、施工経験時の地位がより高い者が望ましいこと。また、施工経験時の状況が見習いの場合、実質的に工事に関与していなかった場合は、経験として認めないこと。
- (3) 配置予定技術者の工事経験は、工事の着手から完成まで携わった者を原則として認めるものであ

るが、社内人事等の都合で一部の期間しか携わらなかった者でも認められる場合があること。ただし、全工期の半分に満たない期間の経験であれば認めないこと。

- (4) 配置予定技術者に一定の資格要件（例：一級〇〇技士）を設定している場合、「施工経験」時に当該資格の保有は要件としていないこと。
- (5) 会社（業者）としての施工実績の要件と同等の工事経験を配置予定技術者の要件として設定している場合、「入札参加資格で求める施工実績」に記載した工事とは別の工事でも認められること。
- (6) 配置予定技術者は、現在どの工事にも専任で配置されていないものを原則とすること。ただし、入札公告の対象工事の契約時までには当該技術者が専任で配置されている工事が完成し引き渡し完了する見通しにある場合はこの限りでないこと。
- (7) 契約締結後は、配置技術者について、工事所管課に配置技術者の資格及び施工経験等の確認を受けたうえで契約担当課に現場代理人等通知書を提出すること。
- (8) 配置予定技術者は、合理的な理由があれば変更することができるが、変更する場合は現場代理人等変更通知書に配置予定技術者調書を添付して、工事所管課に提出すること。
- (9) 法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者は、原則として配置予定技術者として申請できないこと。ただし、請負金額が3,500万円未満（建築は7,000万円未満）の専任を要しない工事で、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にある場合はこの限りでないこと。

4 特定共同企業体（以下「JV」という。）

JV名称の表現は、代表者を頭書に出資比率の多い順（同率の場合は任意）に並べること。

（株式会社→株）例：〇〇建設株・株〇〇建設特定共同企業体

5 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問については、総務課に対して電子メール又はファックスにより公告において指定する日の正午までに行うこと。回答については、市ホームページに掲載する。なお、一般的事項に関しては、電話又は口頭により照会して差し支えない。

6 工事費内訳書

工事費内訳書は様式第4号によるものとし、工種の項目は工事所管課が定め、公告と同時にホームページに掲載する。なお、第1回の入札において入札書と工事費内訳書の金額が一致しない入札は無効とし、入札書若しくは工事費内訳書のみを投函した入札又は工事費内訳書に内訳の記載がない入札は失格としてそれぞれ取り扱うものとする。

7 設計図書の閲覧・貸出

設計図書の閲覧は公告において指定された場所及び期間に行うものとする。なお、設計図書の貸出は、設計図書データの提供を行うため、原則として行わないこととする。

8 落札資格が認められない者に対する説明

- (1) 落札の資格がないと認められた者は、市長に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 通知を受けた日から起算して3日以内（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午後5時まで。以下同じ。

イ 提出場所 一関市竹山町7番2号 一関市総務部総務課契約係

ウ 提出方法 書面（様式任意）を持参又は郵送によるものとする（郵送の場合は提出期限必着とする）。

- (2) (1)への回答は、説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 その他

- (1) 手続きにおける交渉は無いこと。
- (2) 提出された書類は返却しないこと。
- (3) 一関市から書類を郵送する費用を除き、入札に係る全費用は、入札参加希望者の負担とすること。
- (4) その他入札参加資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合があること。

入 札 条 件

本工事は、低入札価格調査制度による調査基準価格を設定しています。この調査基準価格に満たない価格の入札があった場合は落札の決定を保留し、調査基準価格に満たない入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査したうえで、落札者を決定します。この場合は、総合評価点が最も高い者であっても、必ずしも落札者とならないことがあります。

おって、低入札価格調査結果に基づく落札者については、後日入札者全員に通知します。

低入札価格調査対象者については、下記内容について書類の提出及び説明を求めます。調査対象者には、総務課から個別に通知します。原則として書類の提出期限は、総務課からの通知があった日の翌日から起算して3日以内（一関市の休日に関する条例（平成元年条例第 37 号）に規定する市の休日を除く。）です。総務課長の承認を得ずに提出期限までに書類の提出が行われない場合は、調査に協力しない者と判断し、失格とします。

なお、失格となる基準は、下記3のとおりです。

また、調査基準価格に満たない価格をもって落札者となった者については、契約工事の会計を明瞭にするために、当該工事専用の経理帳簿を整備するとともに、施工過程において実施する低入札価格調査内容に関する追跡調査を行います。

記

1. 調査基準価格

調査基準価格（税抜）は、予定価格（税抜）算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満切り上げ）とします。

- ① 直接工事費の額に 100 分の 97 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 100 分の 55 を乗じて得た額

2. 提出書類

低入札価格調査制度実施要領（以下「要領」という。）別紙2のとおり。

3. 失格基準

(1) 失格基準価格による判定

失格基準価格は、調査基準価格に 100 分の 95 を乗じて得た額（千円未満切り上げ）とします。

この失格基準価格に満たない価格により入札した者にあつては、契約内容に適合した履行がなされないおそれが高いものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格とします。

(2) 数値的判断による判定基準

調査基準価格に満たない入札のうち、次に掲げる基準のいずれかに満たない価格により入札した者にあつては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれが高いものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格とします。

- ① 直接工事費について、設計額の 75%を下回る場合
- ② 共通仮設費について、設計額の 70%を下回る場合
- ③ 現場管理費について、設計額の 70%を下回る場合
- ④ 一般管理費等について、設計額の 50%を下回る場合

(3) 調査による失格基準

以下のいずれかに該当した場合は、失格とします。なお、失格基準の具体的な内容については、要領別紙3のとおりとします。

- ① 書類の提出が行われぬ又は説明要求に応じない等調査に協力しない場合
- ② 数量について、発注設計図書及び仕様書等に計上した設計数量（参考数量）を満足していない場合
- ③ 材料・製品について、設計仕様に適合した品質・規格を満足しない場合
- ④ 労務費について、法定最低賃金を下回っている場合
- ⑤ 工事費内訳書記載単価について、算出根拠が適正でない場合
- ⑥ 建設廃棄物について、適正な処理費用が計上されていない場合
- ⑦ その他適正な工事の履行が行われぬおそれがあると認められる場合

4. 配置技術者の増員について（配置が必要と認める工事のみ適用）

専任の主任（監理）技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合は、主任（監理）技術者とは別に、公告に明示した入札参加資格要件（工事経験を除く。）を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）を、専任で1名現場に配置を求めることとします。またこの場合において増員配置技術者が現場代理人を兼務することは認めません。

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任（監理）技術者を補助し、主任（監理）技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとします。

5. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて

(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の2以上とし、一関市工事請負契約約款（以下「約款」という。）条項は以下のとおり読み替えて適用します。

- ① 約款第4条第2項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の2以上」と読み替えて適用する。
- ② 約款第4条第4項中「請負代金の10分の1」とあるのは「請負代金の10分の2」と読み替えて適用する。
- ③ 約款第44条の2第1項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の2」と読み替えて適用する。

(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る瑕疵の補修又は損害賠償の請求ができる期間は、引渡しを受けた日から4年（木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には2年）以内とし、約款条項は以下のとおり読み替えて適用します。

- ① 約款第42条第2項中「引渡しを受けた日から2年」とあるのは「引渡しを受けた日から4年」と、「木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には1年」とあるのは「木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には2年」と読み替えて適用する。

別紙2（第10第1項関係）

低入札価格調査項目及び提出書類

項	目	内	容	提	出	書	類
(1)	当該価格で入札した理由	ア 低廉にできる理由 イ 当該工事場所と調査対象者の地理的条件 ウ 受注意欲 など		理由書（様式第1号）			
(2)	地理的条件	契約対象工事の施工地と調査対象者の事業所，資材保管場所，隣接工事個所及び下請予定者等の位置関係		図示			
(3)	施工体制	契約後予定される施工体制		ア 配置予定技術者名簿（様式第2号） イ 施工体制台帳（様式第3号） ウ 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（様式第4号） エ 配置技術者の増員を要する場合には、増員配置技術者の資格免許等の写し及び健康保険証等雇用関係を証明する書類の写し			
(4)	工程	契約後予定される工程表		工程表			
(5)	現在手持ち工事の状況	ア 工事名 イ 発注者名 ウ 工期 エ 施工地 オ 工事概要 カ 請負金額 キ 配置技術者名 ク 調査対象工事と関連がある場合は、その関連性		ア 手持ち工事の状況（様式第5号） イ 手持ち工事と経費節減理由が関連する場合は、当該関連性及び節減理由が明確に判明する書類			
(6)	手持ち資材の状況	ア 手持ち資材の種類（自社保有量） イ 資材の種別ごとの調査対象工事における使用予定量		ア 手持ち資材の状況（様式第6号） イ 資材の保管状況の写真			
(7)	資材購入予定	ア 購入予定資材の内容 イ 購入予定業者 ウ 購入予定額 エ 過去の取引状況		ア 資材購入予定一覧（様式第7号） イ 購入予定業者からの見積書 ウ 過去の同種資材の購入における購入予定業者との取引状況が判明する資料（見積書・納			

項	目	内 容	提 出 書 類
			品書・請求書等) エ 同種取引について購入予定業者が初取引の場合 (ア) 過去の同種資材の購入における他業者との取引状況が判明する資料 (イ) 購入予定業者との過去の類似取引の状況が判明する資料
(8)	手持ち建設機材の状況	ア 手持ち建設機材、車輛及び設備等の種類（自社保有量） イ 調査対象工事における使用予定の建設機材、車輛及び設備等	ア 手持ち建設機材の状況（様式第 8 号） イ 機材の保管状況の写真
(9)	建設機材の借上げ予定	ア 借上げ予定機材の内容 イ 借上げ予定業者 ウ 借上げ予定額 エ 過去の取引状況	ア 建設機材借上げ予定一覧（様式第 9 号） イ 借上げ予定業者からの見積書 ウ 過去の同種機材の借上げにおける、借上げ予定業者との取引状況が判明する資料（見積書・納品書・請求書等） エ 同種取引において借上げ予定業者が初取引の場合 (ア) 過去の同種機材の借上げにおける他業者との取引状況が判明する資料 (イ) 借上げ予定者との過去の類似取引の状況が判明する資料
(10)	労務職員の具体的配置計画等	ア 労務職員の月別配置計画（見通し）及びその内訳（自社施工又は下請の別） イ 労務単価	ア 労務職員の月別配置計画（様式第 10 号） イ 職種ごとの労務単価（様式第 11 号） ウ 手持ち工事と調査対象工事との間で労務職員の配置において関連がある場合については、手持ち工事における労務職員の配置状況と調査対象工事配置予定者の関連が判明する書類

項	目	内 容	提 出 書 類
			エ 過去の同種工事における職種ごとの労務単価（最低単価）が判明する書類
(11)	下請への発注予定	<p>ア 下請への発注予定の有無</p> <p>イ 下請への発注予定がある場合</p> <p>(ア) 内容</p> <p>(イ) 下請予定業者</p> <p>(ロ) 下請予定額</p> <p>(ハ) 過去の取引状況</p>	<p>ア 下請予定一覧（様式第 12 号）</p> <p>イ 下請予定業者からの見積書</p> <p>ウ 過去の同種の下請契約における下請予定業者との取引状況（見積書（内訳が判明するもの）・請書又は契約書・請求書）</p> <p>エ 同種下請契約について、下請予定業者が初取引の場合</p> <p>(ア) 過去の同種の下請契約における他業者との取引状況が判明する資料</p> <p>(イ) 下請予定業者との過去の類似取引の状況が判明する資料</p>
(12)	過去に施工した工事	<p>ア 最近受注した工事で類似工事を中心に概ね 10 件程度</p> <p>(ア) 工事名</p> <p>(イ) 発注者名</p> <p>(ロ) 工期</p> <p>(ハ) 施工地</p> <p>(ニ) 工事概要</p> <p>(ホ) 請負金額</p> <p>(ヘ) 配置技術者</p> <p>イ 低入札価格調査制度該当工事であって、調査基準価格を下回る入札価格により契約を行った工事（契約年度・業種を問わない。）</p>	<p>ア 過去に施工した工事一覧（様式第 13 号）</p> <p>イ 契約書写し</p> <p>ウ 公共工事においては、施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>（イ、ウは、発注者から指示があった場合に提出すること）</p>
(13)	安全管理の状況	<p>ア 安全管理に要する経費の内訳</p> <p>イ 日頃から留意している事項及び調査対象工事において特に留意する事項</p>	<p>ア 安全管理経費の内訳書（様式任意）</p> <p>率計上している場合にあっては、当該率に含まれる項目、各項目への配分予定額及び過去の同種工事における安全管理経費の配分状況</p> <p>イ 安全管理に日頃から留意している事項及び調査対象工事施工にあたり特に留意する事</p>

項	目	内	容	提	出	書	類
				項に関する報告書（様式任意）			
(14)	経営状況及び信用状況	ア 経営状況 イ 信用状況		なし (発注者が保証会社等へ照会を行い調査する)			
(15)	建設副産物の搬出予定	ア 発生する建設副産物名 イ 受け入れ予定者 ウ 受け入れ予定個所 エ 受け入れ予定個所における受入 予定額		ア 建設副産物の搬出予定状況 (様式第 14 号) イ 受け入れ予定個所からの見積書 ウ 過去において同種の建設副産物を搬出した場合における取引状況が判明する書類(建設副産物名, 処理量及び請求額)			
(16)	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の内訳	ア 共通仮設費の内訳 イ 現場管理費の内訳 ウ 一般管理費等の内訳		ア 各経費の内訳書(様式任意) 率計上している場合にあっては、当該率に含まれる項目、各項目への配分予定額及び過去の同種工事における経費の配分状況 イ 品質確保体制(品質管理のための人員体制)(様式第 15 号) ウ 品質確保体制(品質管理計画書)(様式第 16 号) エ 品質確保体制(出来形管理計画書)(様式第 17 号) オ 安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(様式第 18 号) カ 安全衛生管理体制(点検計画)(様式第 19 号)			
(17)	その他	(必要に応じ, 調査対象者へ指示)					

別紙3（第10第5項関係）

低入札価格調査による判定基準

1 基本的考え方

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第1項に定める趣旨を踏まえ、調査の結果、次のいずれにも該当しないことを判断の基本とする。
- (ア) 当該入札者が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められること。
 - (イ) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められること。
- (2) 調査は、調査対象工事単体として、入札額による履行の可否を判断するものとする。
- (3) 「公正な取引の秩序を乱すおそれ」の判断にあつては、社会通念上正常な取引の関係がゆがめられることとなるような入札を排除する観点から、当該入札価格をもって、工事の施工に係る実行予算が成り立つか否かを基本に履行の可否を判断するものとする。

2 調査による失格基準

項目	内容
(1) 調査に協力しない場合	ア 低入札価格調査に関する調査資料の提出を総務課長の定める期限までに行わない場合（総務課長の承認を得たものを除く。） イ 総務課長の定める期限まで別紙2に掲げる書類が整わない場合（総務課長の承認を得たものを除く。） ウ 事情聴取に応じない場合
(2) 見積数量が適正でない場合	発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量（参考数量）を満足していない場合
(3) 品質・規格が適正でない場合	材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
(4) 労務単価が適正でない場合	労務単価について、法定最低賃金を下回っている場合
(5) 工事費内訳書算出根拠が適正でない場合	ア 算出根拠が明確でない場合 イ 下請予定業者、資材購入予定業者、機材借上げ予定業者等からの聞き取りにより、工事費内訳書記載価格がいわゆる「指値」である等不当に低額に設定されたことが明白である場合 ウ 下請、資材購入及び機材借上げについて、過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない場合 エ 不足経費について、会社経費等から補填するなど、工事単体として実行予算が成り立たない場合
(6) 建設副産物の処理が適正でない場合	ア 建設副産物について、適正な処理費用が計上されていない場合 イ 建設副産物の処理費用が計上されている場合にあつても、当該処理費用算出根拠が示されない場合又は過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない等不当に低額な費用を計上している場合
(7) 上記のほか、適正な工事の履行が行われな	

	項 目	内 容
	いおそれがあると認められる場合	

制限付一般競争入札心得

1 入札書記載金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（108分の100）に相当する金額に相当する金額を入札書に記載するものとする。

令和元年10月1日前に課税資産の譲渡等が行われる建設工事の場合は上記の括弧書きの率を適用すること。

2 入札等

- (1) 入札は、指定した様式を用いた入札書（様式第3号）を投函しなければならない。
- (2) 入札参加者は代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第10号）を持参させなければならない。
- (3) 工事費内訳書は、第1回の入札において入札書と共に投函することとする。
- (4) 郵便による入札は、認めない。

3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状（様式第10号）を持参しない代理人のした入札
- (3) 指定した入札書様式又は工事費内訳書様式を用いない入札
- (4) 入札参加者（代理人にあっては、代理人）の記名押印をしていない入札
- (5) 入札書又は工事費内訳書の金額を訂正した入札
- (6) 第1回の入札において、入札書と工事費内訳書の金額が一致しない入札
- (7) 誤字・脱字等により必要事項が確認できない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) 設計書の閲覧をしない者・現場説明に参加しない者のした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

4 入札の失格

次の各号のいずれかに該当する入札をした者は失格とし、当該事項に係る再度入札に参加することができない。

- (1) 入札価格が最低制限価格に満たない入札失格基準価格に満たない入札（※低入札価格調査制度に適用）
- (2) 第1回の入札において、入札書若しくは工事費内訳書のみを提出した入札又は工事費内訳書に内訳の記載がない入札

5 入札の辞退

- (1) 入札参加申請書（様式第2号）を提出した者は、入札日の前日までに入札を辞退することができる。
- (2) 入札参加申請書（様式第2号）を提出した者が入札を辞退するとき、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札日の前日までは、入札辞退届（様式任意）を総務課長に持参又は郵送して行う。

イ 入札執行中にあつては、原則として入札辞退届（様式任意）又はその旨を明記した入札書を入札執行者（入札の執行を宣言した者）に直接提出して行ふ。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

6 公正な入札の確保

(1) 入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(3) 入札参加者が少数となり、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には入札を取り止めることがある。

(4) 入札執行回数は3回を限度とするものとし、この限度内において落札予定者がいないときは入札を取り止める。

委 任 状

私は、 _____（使用印鑑 _____）を代理人に定め、

下記件名の入札に関連する一切の権限を委任します。

記

件名 磐井川流域関連一関公共下水道館地区枝線その2工事

令和元年6月26日

一関市長 勝 部 修 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

評価項目

評価項目及び評価内容		評価基準	配点
企業の 施工能力 (6.0点)	1 施工実績 元請（又は1次下請け）としての同種・類似工事の施工実績を評価する。平成21年4月1日以降に完成し、申請期限の日までに引渡しが完了した工事を対象とする。	a 同種工事の実績あり	2.0
		b 類似工事の実績あり	1.0
		c その他の施工実績	0.0
	2 工事成績評定 岩手県の総合評価落札方式条件付一般競争入札における工事成績評定点の計算方法により発注業種の工事成績評点（対象5年間、平成25年度から平成29年度までの期間）の平均値（小数点以下第2位を四捨五入1位止め）により評価する。対象の評定点がない場合は、評定点を0点とする。 評価の対象工事は、岩手県が発注した土木工事とする。	a 85点以上	2.0
		b 80点以上 85点未満	1.0
		c 75点以上 80点未満	0.5
d 75点未満		0.0	
3 優良工事の受賞 岩手県が行った、平成26年度から平成30年度の発注業種の「優良県営建設工事表彰」の受賞の有無により評価する。	a 表彰あり	2.0	
	b 表彰なし	0.0	
配置予定 技術者の能力 (2.0点)	4 施工経験 同種・類似工事の元請（又は1次下請）の主任技術者又は監理技術者として施工した経験により評価する。対象となる工事は、平成21年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡しが完了した工事とする。	a 同種工事の経験あり	1.0
		b 類似工事の経験あり	0.5
		c その他の施工実績	0.0
	5 保有資格 当該工事に専任で配置する技術者の保有する資格に基づき評価する。	a 1級土木施工管理技士	1.0
b 2級土木施工管理技士		0.5	
地域貢献 (8.0点)	6 災害活動の実績 企業として以下の実績があれば評価する。 (1) 企業として平成29年度又は平成30年度における市内での災害活動実績 (2) 「災害時における応急対策等の活動に関する協定」の有無。 ただし、申請期限の日現在における一関市と締結した者に限る。	a 市内で活動実績あり	1.0
		b 協定締結あり	0.5
		c 実績なし	0.0
	7 除雪活動の実績 平成29年度又は平成30年度における一関市との除雪業務の契約締結の有無により評価する。	a 契約締結あり	1.0
		b 契約締結なし	0.0
	8 地域貢献活動の実績 一関市内で平成29年度、平成30年度のいずれかの年度において地域貢献（無償奉仕）活動の実績があれば評価する。	a 年4回以上の活動実績あり	1.0
		b 年2回以上の活動実績あり	0.5
		c 活動実績なし	0.0

評価項目及び評価内容		評価基準	配点
地域貢献 (8・0点)	9 雇用対策の実績		
	(1) 障がい者の雇用実績の有無 申請日現在において、「障がい者」の常時雇用があれば評価する。なお、「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づく報告義務がある従業員が50人以上の事業主の場合は、法定雇用率を達成していることを条件に評価する。	a 雇用実績あり	1.0
		b 雇用実績なし	0.0
	(2) 新規学卒者の雇用実績の有無 平成29年度又は平成30年度に、新規学卒者を卒業（修了）後3年以内に採用し、申請日現在において常時雇用していれば評価する。	a 雇用実績あり	1.0
		b 雇用実績なし	0.0
	(3) 保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録の有無 保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録があれば評価する。	a 登録あり	0.5
		b 登録なし	0.0
	(4) 次世代法又は女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定の有無 申請日現在において、有効期間内の一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ていれば評価する。なお、策定義務がある事業主の場合は、厚生労働大臣の認定（くるみん、プラチナくるみん、えるぼし）を受けていることを条件に評価する。	a 策定ありまたは認定あり	0.5
		b 策定なしまたは認定なし	0.0
	10 個人住民税の特別徴収の実施 個人住民税の特別徴収を実施していれば評価する。	a 実施	1.0
	b 未実施	0.0	
11 一関市消防団員の雇用実績等 次のいずれかの実績があれば評価する。 (1) 一関市消防団員に任命されている者を2人以上、申請日現在において常時雇用していること。 (2) 一関市消防団協力事業所表示制度実施要綱第5により、一関市消防団協力事業所として認定されていること。	a 実績あり	1.0	
	b 実績なし	0.0	
合 計			16.0

【留意事項】

- 1 岩手県が発注した工事とは、知事部局発注工事のほか、医療局、企業局等、県の組織が発注したすべての工事を含むものとする。
- 2 工事成績評点の計算式は次の通り。
 - (1) 発注業種ごとに年度別（平成25年度から平成29年度）の工事成績 X を求める。
$$\text{年度別 } X = \frac{(\text{工事 A の成績評定} \times \text{工事 A の請負契約額}) + (\text{工事 B の成績評定} \times \text{工事 B の請負契約額}) \cdots}{\text{工事 A の請負契約額} + \text{工事 B の請負契約額} \cdots}$$
 - (2) (1)で算定した各年度の工事成績の和を過去5年間で対象となる工事がある年度の数で割り、発注業種ごとの工事成績評点とする。
- 3 配置予定技術者は、入札公告等に掲げる工事に配置する技術者とする。
- 4 配置予定技術者とは、次に掲げるいずれかの国家資格等を有する者に限るものとする。
 - (1) 一級土木施工管理技士
 - (2) 二級土木施工管理技士
 - (3) 以上に掲げる者と同等以上の資格を有するもの。
- 5 各評価項目要件は、特定共同企業体及び経常共同体の構成員実績を認めるものとする。
- 6 申請者が配置予定技術者を特定できない場合は、複数の技術者の配置予定技術者として行うことができる。この場合、配置予定技術者に係る評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、配置予定技術者に係る申請者の評価点は、最も低い評価を受けた技術者をもって算定する。
- 7 企業の施工能力についての同種・類似工事の評価要件は、原則として当該発注工事における主たる工種の発注規模（企画・設計数量等）に基づき評価基準を定めるものとするが、工事の技術的特性を反映させる上で、より適した他の判断基準がある場合はそれによることができるものとする。また、同種工事と類似工事の設定条件に実質的な差が少なく、有効に差別化した評価ができないと判断される場合には、同種のみを設定できるものとする。
 - (1) 同種工事
管きょ工（開削） P R P φ 200 L = 366.7m以上の施工実績
 - (2) 類似工事
管きょ工（開削） P R P φ 200 L = 184m以上の施工実績
- 8 配置予定技術者の要件についての同種・類似工事の評価要件は、次の通りとする。また、工事の技術的特性を反映させる上で、より適した他の判断基準がある場合はそれによることができるものとする。
 - (1) 同種工事
管きょ工（開削） P R P φ 200 L = 366.7m以上の施工実績
 - (2) 類似工事
管きょ工（開削） P R P φ 200 L = 184m以上の施工実績
- 9 災害活動の実績は、企業として平成29年度又は平成30年度における市内での災害活動（工事契約に於ける活動は除く。）により評価する。添付資料として県営建設工事競争入札参加資格審査申請に於ける災害緊急時活動実施報告書（様式第7号）の写し等を提出すること。
- 10 除雪活動の実績は、平成29年度又は平成30年度における一関市との契約締結があれば評価する。
- 11 地域貢献活動（災害活動を除く）の実績は、平成29年度、平成30年度のいずれかの年度において、以下の活動への人的支援の実績がある場合、評価の対象とする。
 - (1) 道路、河川、海岸、ダム、公園、水路、ため池の清掃（草刈り、花壇整備を含む）活動
 - (2) 就業体験学習の支援（インターンシップ）
 - (3) 高等学校及び専門学校の実習授業への講師派遣
 - (4) 国、地方自治体（国土交通省、農林水産省関連）、土地改良区が主催する行事への支援
 - (5) 建設業に関する啓発活動（小中学校を訪問して行う建設業体験支援等）なお、第三者（施設管理者及び学校長、行事を主催する自治体等の課長）の証明押印があるものを対象とする。また、1人以上/回を評価対象とし、工事契約に於ける活動は、対象としない。

- 12 雇用対策の実績は、入札参加申請日現在における雇用実績がある場合、評価の対象とする。
- (1) 障がい者の雇用実績について、「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づく報告義務がある従業員が 50 人以上の事業者においては障がい者の法定雇用率を達成しているかどうかにより評価を行う。また、上記以外の事業者においては障がい者を常時雇用しているかどうかにより評価を行う。
 - (2) 新規学卒者の雇用実績について、平成29年度又は平成30年度において学校教育法に規定する学校（中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学及び大学院など）を卒業してから 3 年以内の者を新規採用し、3 ヶ月以上常時雇用している場合に評価を行う。
 - (3) 保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録がある場合に評価を行う。
 - (4) 次世代法又は女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定の有無については、申請日現在において、有効期間内の一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている場合、評価の対象とする。なお、策定義務がある事業主の場合は、厚生労働大臣の認定（くるみん、プラチナくるみん、えるぼし）を受けていることを条件に評価する。
- 13 個人住民税の特別徴収の実施について、特別徴収の直近 1 回分の領収書の写し又は市税納税証明書の写し等により、特別徴収の納税状況を確認できる場合に評価する。
- 14 一関市消防団員の雇用実績等について、2 名以上常時雇用している場合又は一関市消防団協力事業所表示制度実施要綱第 5 により、一関市消防団協力事業所として認定されている場合に評価を行う。